

2024年3月28日

各 位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 グループ CEO 黒田 武志  
(コード番号：3556 東証グロース・名証メイン)  
問 合 せ 先 常務執行役員グループ CFO 管理本部長 岩切 邦雄  
(TEL 052-589-2292)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び  
内部統制報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4の第1項に基づき、本日、東海財務局に提出する2023年9月期（第24期 自2022年10月1日至2023年9月30日）の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしました。またこれに伴い、2022年12月22日に提出いたしました第23期（自2021年10月1日至2022年9月30日）内部統制報告書の記載事項にも誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出することにつきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2023年12月20日付「子会社における不正融資の発覚及び2023年9月期決算における有価証券報告書提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」で公表のとおり、当社の連結子会社であるCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.（本社：カンボジア王国プノンペン都 CEO：YANNICK NICOLAS MILEV、以下「チャムロン社」）において発生した不適切な融資取引（以下、「本件事案」）につきまして、その発生経緯、会計も含めた影響額の算定及び事業運営状況の瑕疵等の問題を把握し、適正処理及び再発防止策も含めた事業運営の適正性回復を図る観点から調査を行ってまいりました。

調査は、チャムロン社で2023年12月より公式に開始された内部調査に加え、2023年12月29日からは現地カンボジアにおける独立した外部調査を開始、更に2024年1月5日より、日本において外部且つ独立した有識者（弁護士、公認会計士等）による調査を開始し、それら調査を統合的に日本における独立した有識者の総括により2024年3月25日に調査を完了しております。（尚、外部調査についての実施先は項番4に記載のとおりであります。）

これら一連の調査の結果、チャムロン社の1支店（以下「PMR支店」）において、支店長を含めた支店ぐるみで、存在しない債務者、取引終了した元債権者、過去の融資謝絶先等の名義を虚偽で使用し、不正な各融資案件を偽造し、融資手続を行っていたことが確認されました。また別の1支店（以下「SAG支店」）においても、複数の融資担当者により、不正な各融資案件を偽造し、融資手続を行っていたことが確認されました。なお、調査の結果、当該2支店以外で架空融資が行われた事実は確認されませんでした。

以上の本件事案より確認された不備は、チャムロン社の業務プロセスに係る内部統制の不備

であり、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当するものと判断しました。

本日（2024年3月28日）、「子会社における不正融資被害に係る調査結果のお知らせ」（以下、「調査結果のお知らせ」。）にて開示のとおり、調査を踏まえた結果及び会計処理の適切な校正につきまして開示を行うとともに、同じく、調査結果のお知らせで開示のとおり、チャムロン社での本事案は、その一部の当初発生時期が2022年9月期まで遡ること、これに伴う過去の会計処理等の誤謬の原因（不正（架空）融資に係る融資残高の虚偽計上等の原因）が過年度、複数四半期に遡り判明いたしましたことから、当社は、過去に提出済みの四半期報告書等に記載されております連結財務諸表ならびに四半期連結財務諸表等で対象となる部分について訂正報告書を提出するとともに、2023年9月期（第24期）内部統制報告書において、チャムロン社において開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するとともに、2022年12月22日に提出いたしました2022年9月期（第23期）内部統制報告書の記載事項につきましても、同様な記載を行う観点で訂正報告書を提出いたします。

当社と致しましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、チャムロン社において次項の再発防止策を実行し、内部統制の整備・運用を図って参ります。

## 2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当社における上記事実の判明が2023年12月8日であり当事業年度期末日以降となったこと、加えて適正な調査を実施し今後の改善を計画する為に必要な調査期間を設置したこと、確認された不正が過年度（2022年9月期）に一部及ぶこと等から、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

## 3. 本事案に対する再発防止策について

(1) チャムロン社における融資実行・管理に関する手順・規定の刷新計画

(以下※付は導入済/導入中であり、他項目も2024年2月から5月を目途に具体的施策化)

- a 融資担当者を含む採用時の適性確認強化（履歴・保証能力ほか）
- b 融資実行時の本人確認、周辺確認、資産状況その他信用状況確認の強化※
- c 融資実行時、一定のサイクルにおける融資・審査書類の定期レビューの強化
- d コールセンターの設置・拡大による融資実行時の第三者確認の強化※
- e 店外管理・顧客訪問におけるGPS座標記録その他記録の整備
- f 全借入人のコンタクト情報、その他情報の定期レビューとアップデート※
- g 延滞顧客管理の強化（回収専門ユニットの創設、悪質債務者への警察介入の拡大）
- h 他金融業者の利用について行動規範強化と従業員モニタリングの強化
- i 融資担当者の担当地域見直し（広域担当の廃止・見直し）
- j 内部通報制度の更なる拡充及び周知

(2) チャムロン社において全社統制は有効であったものの、その他として以下のとおり更なる改善施策も実施していきます。

- k コンプライアンス意識向上
- l 監査頻度、監査サイクル短期化、監査内容拡充等への内部監査の増員等
- m 監査委員会等への即時エスカレーション等、コンプライアンス懸念時の報告早期化検討

4. 独立した外部調査等の実施先

現地独立専門家による調査 調査会社の名称 PROFITENCE (Cambodia) Co. Ltd.
現地独立専門家による調査 現地会計会社の名称 KPMG Cambodia Limited
日本における独立専門家による調査 独立専門家の名称 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 澤田 忠之 弁護士・パートナー 山田 重嗣 公認会計士・税理士・公認不正検査士 当社監査等委員会 原 陽年 当社社外取締役監査等委員・公認会計士

以 上